日時: 5月21日(火) AM8:30 〈庁議室〉

【市長挨拶】

(†)	湖 義事 項】	
	太田市まちづくり基本条例の一部改正について	企画部長
2.	「太田市・尾島町・新田町・藪塚本町 新市建設計画」の変更について	企画部長
3.	太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について	企画部長
4.	損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について	総務部長
5.	太田市市税条例の一部改正について	総務部長
6.	太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	福祉こども部長
7.	太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について	福祉こども部長
8.	太田市介護保険条例の一部改正について	健康医療部長
9.	太田市まちづくり交付金評価委員会条例の廃止について	都市政策部長
10.	太田市特別業務地区建築条例の一部改正について	都市政策部長
11.	太田市手数料条例の一部改正について	都市政策部長
12.	太田市営住宅条例の一部改正について	都市政策部長
13.	損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について	都市政策部長
14.	財産の取得について(消防ポンプ自動車CD-I型)	消防長
15.	太田市火災予防条例の一部改正について	消防長

16. 財産の取得について 消防長 (災害対応特殊救急自動車・災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I型))

17. 財産の取得について 教育部長

【連絡事項】

1. 上海市嘉定区及び北茨城市との交流の推進について 企画部長

2. 取り下げ

3. BUSターミナルおおた駐車場利活用事業に係る 企画部長 公募型プロポーザルの審査結果について

4. NTT東日本とのRPA活用実証実験に関する合意書の締結について 企画部長

5. 平成30年度相談業務等の実績報告について 市民生活部長

6. 平成30年度太田市消費生活センター相談実績報告について 市民生活部長

7. 平成30年度「社会福祉法人に対する一般監査」及び「介護サービス 福祉こども部長 事業者に対する実地指導」の実施結果の概要について

8. 令和元年度太田市金婚・ダイヤモンド婚祝記念式典について 健康医療部長

9. 平成30年度環境白書について 産業環境部長

10. 太田市八王子山公園墓地墓石撤去費用助成金交付規則について 行政事業部長

11. 太田市立太田養護学校の群馬県への移管について 教育部長

12. 太田市立北中学校区義務教育学校の校名選定について 教育部長

【その他】

1. 6月定例会日程表について 議会事務局長

2. 太田市監査基準の策定について 監査委員事務局長

◆ 次回庁議予定 ◆ 6月13日(木) PM1:30~<庁議室>案件名報告: 6月 3日(月)PM5:00

資料提出: 6月 6日 (木)PM5:00

●内容【1.協議事項】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線 2200

【表題】

太田市まちづくり基本条例の一部改正について

【目的】

本条例第37条第2項の規定に基づき、市民主体の検討組織を設け、現在の社会経済情勢と 比較して本市にふさわしいものであり続けているかどうか本条例の諸制度について検討した 結果を踏まえ、条例の一部を改正するものです。

【概要】

- 1. 改正概要
 - 1) 主権者としての市民(第4条) 基本原則について定める第4条において、「主権者としての市民」の立場を明確にするため、あらためて明示するもの。
 - 2) 情報共有のあり方(第6条) 説明責任ついて定める第6条において、行政及び市議会の責務として「市民視点に立 ち、わかりやすく説明する」ことを明示するもの。
 - 3) コミュニティのあり方(第8章) コミュニティは、地域に限定されたものだけでなく、子育て、介護などテーマ別のコミュニティも存在することから、第8章のタイトルを「地域コミュニティ」から「コミュニティ」に改めるもの。
 - 4) 用語表記の改変 (第2条第2項 他)

第3条において、市の執行機関を定義しているが、同様の意味で「行政」や「市」と表現されているものが散見され、表現に統一性がないことから「行政」に統一するもの。また、本条例は市民、市議会及び行政の三位一体のまちづくりを行うことを原則とすることから、市民、市議会、行政を包括して言う場合を「市」とし、それぞれの主体が明確な場合は「行政及び市議会」又は「市民、市議会及び行政」とするもの。

- 2. 施行期日 公布の日から
- 3. その他 令和元年6月定例会に議案提出予定

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2295 47-1892 (ダイヤルイン)

●内 容 【 1.協議事項 】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線 2200

【表題】

「太田市・尾島町・新田町・藪塚本町 新市建設計画」の変更について

【目的】

当該新市建設計画に係る事業(合併推進事業)を実施するにあたり、計画期間の再延長 等を行うことにより合併特例債の充当による財源の確保に努めるものです。

【概要】

1. 背景

「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する 法律」が平成30年4月に施行されたことにより、合併特例債を起こすことができる期間が、 5年再延長することが可能となった。

2. 基本方針

計画策定時の背景や趣旨を尊重し、計画期間とそれに付随する箇所のみを変更する。

- 3. 主な変更点
- (1) 計画期間

【現 行】平成17年度~平成31年度(15ヵ年)

【変更後】2005(平成17)年度~2024年度(20ヵ年)

(2) 財政計画

【現 行】平成17年度~平成31年度(15ヵ年)

【変更後】2005(平成17)年度~2024年度(20ヵ年)

- 4. 今後の予定
 - ・令和元年5月 総務企画委員会協議会へ案件提出
 - "6月 市議会へ提案

議決後、総務大臣及び群馬県知事あてに当該計画書を提出

- 5. 計画の経緯
 - · 平成16年4月 作成(合併協議会)
 - ・平成26年6月 第1回変更(計画期間5年延長、財政計画の時点修正)
- * 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2293 47-1892ダイヤルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線2200

【表題】

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【目的】

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、国の基準に準じて選 挙長等の報酬額を改正するものです

【概要】

1 改正内容(報酬額の改正)

職員の区分	年・月・	幸促酉州	の額
- 戦員の区ガ	日額の別	現行	改定後
選挙長	1 回	10,600円	10,800円
投票管理者	日額	12,600円	12,800円
期日前投票管理者	日額	11, 100円	11, 300円
開票管理者	1 回	10,600円	10,800円
選挙立会人	1回	8,800円	8, 900円
投票立会人	日額	10,700円	10,900円
期日前投票立会人	日額	9, 500円	9,600円
開票立会人	1回	8,800円	8, 900円

- 2 施行日 公布の日から施行する
- 3 その他
 - 6月定例会に議案提出予定です

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 人事課 人事係 内線2231 47-1810ダイヤルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

総務部長 氏名 髙島 賢二 内線2300

【表題】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【目的】

太田市が売却した土地に埋設された建物の基礎の撤去に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【概要】

1 市有地売却による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	概要
1	平成31年4月25日	2, 739, 960円 (2, 739, 960円)	10割	平成29年10月30日付けで売買契約を締結し、大原町地内の市有地を売却したところ、平成31年2月25日、埋設された建物の基礎が当該土地において発見され、その撤去費用相当額の損害を相手方に与えたもの。

- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないこと を相互に確認しました。
- 3 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和元年5月委員会協議会あてに報 告します。

【備考】

* 問い合わせ先 総務部管財課管財係 内線2381

●内容【1.協議事項】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 2. 委員会後 】

総務部長 氏名 髙島 賢二 内線 (TEL) 2300

【表 題】

太田市市税条例の一部改正について

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、条例の一部改正が必要になったため、太田市市税条例の関係条文について、所要の改正を行うものです。

【概要】

- 1 市民税関係
 - (1) 子供の貧困に対応するための改正

子どもの貧困に対応するため、事実婚でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親(単身児童扶養者)に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずるための規定を整備するものです。

【単身児童扶養者とは】

児童扶養手当の支給を受けている<u>児童(</u>※1)の父又は母のうち、現に<u>婚姻(</u>※2)をしていない者又は配偶者(※2)の生死の明らかでない者をいう。

- ※1 父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計が48万円以下である もの
- ※2 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。
- ① 個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書(第36条の3の2) 給与所得者の扶養親族等申告書に係る規定を整備するもので、申告書に記載すべき項目に「単身児童扶養者に該当する旨」を追加し、その他字句を修正するものです。
- ② 個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書(第36条の3の3) 公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合の扶養親族等申告書に係る規定 を整備するもので、申告書に記載すべき項目に「単身児童扶養者に該当する旨」を追加し、 その他字句を修正するとともに、引用する条項のずれを修正するものです。
- ③ 個人の市民税の非課税の範囲(第24条) 単身児童扶養者を非課税措置の対象に追加するための規定の整備です。

(2) その他の改正

① 市民税の申告(第36条の2)

申告書の記載事項の簡素化に伴い規定を整備するもので、前年において支払を受けた 給与で年末調整の適用を受けている場合には、記載事項を簡素化できるよう改正するもの です。 ② 市民税の不申告に関する過料(第36条の4) 第36条の2の改正に伴う規定を整備するもので、字句の整備及び項ずれを修正するも のです。

(3) 施行期日

① 上記(1)①、(1)②、(2)①、(2)② : 令和2年1月1日

② 上記(1)(3) : 令和3年1月1日

2 軽自動車税関係

(1) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例(附則第15条の2⇒附則第15条の2の3) 自動車メーカーによる不正行為に基因して納付不足額が生じた場合における環境性能 割の賦課徴収の特例の規定を新設するものです。

条文記載 : 附則第15条の2 ⇒ 同条2の3とし第2項及び第3項 を加える。

施行期日 : 令和元年10月1日

(2) 軽自動車税の環境性能割の非課税(附則第15条の2)及び軽自動車税の環境性能割の税率の特例(附則第15条の6)

令和元年10月1日に導入される環境性能割について、税率の適応区分の見直しに伴う 特定期間(令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間)に自家用乗用車を取得し た場合、軽自動車税の環境性能割を非課税及び1%分軽減する臨時的軽減の規定を新設 するものです。

条文記載 : <u>附則第15条の2の新設</u>(1% ⇒ 非課税)

附則第15条の6に第3項を加える。(2% ⇒ 1%に軽減)

施行期日 : 令和元年10月1日

○軽自動車(自家用)の改正イメージ

712131 (13/11/17/4/11)				
	区 分	税 率 (現行:令和元年10月1日から)	臨時的軽減 (改正後)	
電気自動車・燃料		(Sill) Files I (S) (Re S)	(%—)	
	令和2年度基準+20%達成	非課税	非課税	
ガソリン車 ハイブリッド車	令和2年度基準+10%達成			
LPG車	令和2年度基準達成	1.0% ⇒		
	平成27年度基準+10%達成	2. 0% ⇒	1. 0%	
左記以	外の3輪以上の軽自動車		1. 373	

※ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車に適用する排ガス要件は、平成30年度排出ガス 基準50%低減(★★★★)又は平成17年度排出ガス基準75%低減達成車に限る。

※環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。

※免税点: 通常の取得価額が50万円以下の3輪以上の軽自動車に対しては、課税 されない。 (3) 日本赤十字社の所有する3輪以上の軽自動車に対する軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例(附則第15条の2の2)

軽自動車税の環境性能割の非課税について、当分の間、賦課徴収を行う県と市で取扱いを合わせる必要があることから、減免の取扱いと同様に、市税条例の附則に軽自動車税環境性能割の非課税の範囲の特例を新設するものです。

条文記載 : 附則第15条の2の2の新設

施行期日 : 令和元年10月1日

(4) 軽自動車税の種別割の税率の特例(附則16条)

軽自動車税において講じられている一定年数を経過した軽自動車の税率を重くする重課の規定を整備するとともに、燃費性能等の優れた軽自動車の税率を軽減する軽課について、適用期限の延長と軽減措置の要件を規定するものです。

- ① 軽自動車税のグリーン化特例(重課)の規定を整備する。(第1項の改正)
- ② 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の適用期限を2年延長する。(第2項から第4項を加える改正)
- ③ 令和4年度分及び令和5年度分の軽課の対象を電気軽自動車等に限ったものとする。 (第5項を加える改正)
- ○軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の改正イメージ

【(4)②による改正後(2年間延長)】

取得期間 : 平成31年4月1日~令和3年3月31日

軽課年度 : 令和2年度・令和3年度(新規登録時のみ)

施行期日 : 令和元年10月1日

区 分	軽減率
電気自動車・天然ガス自動車	75%軽減
令和2年度基準+30%達成の軽乗用車	50%軽減
令和2年度基準+10%達成の軽乗用車	25%軽減

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年度排出ガス基準75%低減達成車 (★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。



【(4)③による改正後(電気自動車等のみ軽減)】

取得期間 : 令和3年4月1日~令和5年3月31日

軽課年度 : 令和4年度・令和5年度(新規登録時のみ)

施行期日 : 令和3年4月1日施行

区 分	軽減率
電気自動車・天然ガス自動車	75%軽減
令和2年度基準+30%達成の軽乗用車	軽減なし
令和2年度基準+10%達成の軽乗用車	軽減なし

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年度排出ガス基準75%低減達成車 (★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

(5) 軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例(附則第16条の2)

自動車メーカーによる不正行為に基因して納付不足額が生じた場合における種別割の 賦課徴収の特例の規定を新設するものです。また、附則第16条の改正に伴い、項ずれを 修正するものです。

① 条文記載 : <u>附則第16条の2の新設</u> 施行期日 : 令和元年10月1日施行

② 条文記載 : 附則第16条の2中 第4項 ⇒ 第5項 に改める。

施行期日 : 令和3年4月1日施行

3 その他

令和元年6月定例会に議案を提出します。

* 問い合わせ先 総務部 市民税課 諸税係 内線 2391 ダイヤルイン 47-1931

●内容【1.協議事項】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

福祉こども部長 氏名 堤 順一 内線 2500

【表題】

太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

【目的】

法改正により災害援護資金の貸付利率等について、市町村が条例で定めることができるようになったことから、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化に資するものです。

【概要】

1. 改正の概要

第14条 (保証人及び利率)

- ・貸付を受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 連帯保証人を立てる場合は、無利子。
- ・連帯保証人を立てない場合は、延滞の場合を除き年利1.5%

第15条(償還等)

・年賦、半年賦に加え月賦償還も加える。

附則

- ・改正後の第14条及び第15条第1項及び第3項の規定は、平成31年4月 1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護 資金の貸付けについて適用する。
- 2. 施行期日

公布の日から施行する。

その他
6月定例会上程予定。

【備考】

※ 問い合わせ先 福祉こども部 社会支援課 管理係 内線2521 47-1827 ダイヤルイン

●内 容 【 1.協議事項 】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

福祉こども部長 氏名 堤 順一 内線2500

【表題】

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【目的】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第50号)が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、条例の一部改正が必要になったため、太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の関係条文について、所要の改正を行うものです。

【概要】

1 放課後児童支援員の資格要件について(第11条第3項)

放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務・権限について、平成31年度から指定都市(政令で指定する人口50万以上の市)でも実施できることとなったことにより、資格要件に追加する。

第11条第3項第1号から第10号のいずれかに該当し、

変更前

都道府県知事が行う研修を修了した者

変更後

都道府県知事又は指定都市の長が行う研修を修了した者

2 施行期日

公布の日

3 その他

令和元年6月定例会に議案を提出します。

【備考】

* 問い合わせ先

福祉こども部 児童施設課 児童施設総務係 内線2592 ダイヤルイン47-1924

●内容【1.協議事項】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

健康医療部長 氏名 岡島 善郎 内線3400

【表題】

太田市介護保険条例の一部改正について

【目的】

介護保険法施行令の一部改正により、低所得者の保険料強化に係る減額幅が示され、令和元年度分の保険料から適用されることから条例の一部を改正するものです。

【概要】

1 改正内容 太田市介護保険料率第1段階から12段階のうち、市民税世帯非課税にあたる第1段階から第3段階の保険料率を次の表のとおり改めるものです。

- ※ 太田市の保険料基準額 第5段階:68,400円

保険料段階	改正後	現行
第1段階	25,600円 (0.375)	30,700円 (0.45)
第2段階	42,700円 (0.625)	44, 400円 (0.65)
第3段階	49,500円 (0.725)	51,300円 (0.75)

【参考】国が示す保険料基準額に対する割合

保険料段階	改正後	現行
第1段階	0. 375	0.45
第2段階	0.625	0.75
第3段階	0.725	0. 75

- 2 施行日 公布の日から施行し、改正後の第8条の規定は、平成31年4月1日から 適用します。
- 3 その他 令和元年6月定例会に議案提出する予定です。

【備考】

*問い合わせ先 健康医療部 介護サービス課 介護サービス係 内線2551 47-1939ダイヤルイン

●内 容 【 1.協議事項 】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 2800

【表題】

太田市まちづくり交付金評価委員会条例の廃止について

【目的】

以下の理由により、「太田市まちづくり交付金評価委員会条例(平成22年条例第43号)」 を廃止するものです。

【概要】

1 廃止理由及び附則による関係条例の改正

平成16年に創設された「まちづくり交付金事業」は、計画期間終了時に、目標の達成状況等の事後評価を行う必要があり、評価委員会を設置し評価内容について審議を行うとされたため、本条例が制定されました。その後、まちづくり交付金は、平成22年に社会資本整備総合交付金に統合され、基幹事業の一つである都市再生整備計画事業として位置づけられましたが、事後評価は、まちづくり交付金事業に準じ実施するとされました。

本市におけるまちづくり交付金事業(又は都市再生整備計画事業)は、中心市街地地区(計画期間: H18~H22)、尾島地区(同: H20~H24)及び中心市街地地区(第二期)(同: H23~H27)の3事業ですが、この3事業の事後評価は、本条例に基づく「太田市まちづくり交付金評価委員会」の審議を受け、全て実施済であります。

また、平成29年3月に国交省が作成した「都市再生整備計画事業の手引き」において、 事後評価に係る評価委員会は、附属機関としての位置づけを想定しないとされたため、今 後も本条例に基づく評価委員会を設置し事後評価を行う必要性がなくなっています。

以上のことから、本条例を廃止するものです。

なお、附則により「太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の別表第1から、まちづくり交付金評価委員会の項を削るものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 その他

令和元年6月定例会に議案提出します。

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策部 都市計画課 都市計画係 内線2812 47-1839 (ダイヤルイン)

●内 容 【 1. 協議事項 】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 2800

【表題】

太田市特別業務地区建築条例の一部改正について

【目的】

建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部を改正する法律が平成30年6月27日に公布され、公布の日から1年以内に施行されることに伴い、太田市特別業務地区建築条例(平成17年太田市条例第218号)第4条の規定により準用している建築基準法第48条の改正が行われたことにより、所要の改正を行うものです。

【概要】

1 改正理由

本条例第4条の規定により準用している建築基準法第48条において、用途規制の適用 除外に係る手続の合理化の観点から、新たに「住居系用途地域内における日常生活に必要 な、かつ住居の環境の悪化を防止するための措置が講じられている建築物の特例許可手続 の簡略化に係る規定」が追加されました。本条例は工業系用途地域(準工業地域)を前提 とした特別業務地区内における建築物の制限を規定したものであり、追加された住居系用 途地域に係る特例許可については本条例で準用する必要はありませんが、本条例で引用し ている同法第48条の改正が行われたため、改正が必要となるものです。

なお、当該改正による本条例における建築物への規制内容及び第4条ただし書の規定による許可条件の変更はありません。

2 改正内容

第4条中「及び第16項」を「、第16項(第1号に係る部分に限る。)及び第17項 」に改めます。

3 施行期日

公布の日から施行します。

4 その他

令和元年6月の定例会に議案提出します。

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策部 都市計画課 都市計画係 内線2813 47-1839 (ダイヤルイン)

●内 容 【 1. 協議事項 】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線(TEL)2800

【表題】

太田市手数料条例の一部改正について

【目的】

建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部を改正する法律が平成30年6月27日に公布され、公布の日から1年以内に施行されることに伴い、建蔽率規制及び既存建築物の用途変更の許可認定制度が新設されましたので、太田市手数料条例(平成17年太田市条例第79号)の一部を改正します。

【概要】

- 1. 改正内容
 - 1) 建築基準法の改正による引用条項のずれの改正 別表第6中の「法第87条の2」を「法第87条の4」に、「法第53条第5項第3 号」を「法第53条第6項第3号」に改めます。
 - 2) 前面道路側に壁面線指定を行った場合等の建蔽率緩和 別表第6中に「建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特 例の許可の申請に対する審査 33,000円」を追加します。
 - 3) 用途変更に係る全体計画認定制度

別表第6中に「建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく建築物の段階改修に関する全体計画に係る認定の申請に対する審査 27,000円」及び「建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく建築物の段階改修に関する全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査 27,000円」を追加します。

- 4) 用途変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における制限の緩和 別表第6中に「建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく使用の許可の申請に対 する審査 120,000円」及び「建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく 使用の許可の申請に対する審査 120,000円」を追加します。
- 2. 施行期日

公布の日から施行します。

3. その他

令和元年6月定例会に議案を提出します。

【備考】

* 問い合わせ先

都市政策部 建築指導課 建築行政係 内線2741 47-1837 ダイヤルイン

資料No. 1 2

●内 容 【 1. 協議事項 】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線(TEL)2800

【表題】

太田市営住宅条例の一部改正について

【目的】

市営住宅の入居率は近年、低下し続け、平成30年度末では70.8%で平成24年度末と 比較すると10%以上低下しており、空き室の有効活用が課題となっています。

本来、住宅に困窮する低所得者に供給するための市営住宅を中堅所得者に使用させることができる「みなし特定公共賃貸住宅制度」を活用し入居率の向上を図るため所要の条例の整備を行うものです。

【概要】

1 主な改正内容

・第3章の次に第3章の2法第45条第2項の規定による活用(第52条の2-第52条の6) を加え、公営住宅法第45条第2項による公営住宅の使用に関する事項を定めるものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 その他

令和元年6月定例会に議案を提出する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先

都市政策部建築住宅課住宅対策係 内線 2751 47-1898 ダイヤルイン

資料No. 13

5月21日 庁議提出案件

●内 容 【 1. 協議事項 】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線(TEL)2800

【表題】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【目的】

市営住宅内で発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【概要】

- 1 裏面の損害賠償の概要表のとおり
- 2 本件に関し、市と相手方との間には、概要表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認した。
- 3 損害賠償金の支払い CHUBB損害保険㈱市営住宅等賠償責任保険にて対応しました。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和元年5月委員会協議会あてに報告します。

【備考】

問い合わせ先

都市政策部 建築住宅課 住宅対策係 内線2751 47-1898 ダイヤルイン

損害賠償の概要表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	市過失 割合	事故概要
1	令和元年5月8日	102, 515円 (102, 515円)	1 0割	平成30年11月24日、大島市営住宅内において、上階の給湯管破断に伴い天井及び壁より水漏れが発生したため、家財等を損傷させ、相手方に損害を与えたものです。
2	令和元年5月8日	168, 114円 (168, 114円)	1 0割	平成30年11月24日、大島市営住宅内において、上階の給湯管破断に伴い天井及び壁より水漏れが発生したため、家財等を損傷させ、相手方に損害を与えたものです。
3	令和元年5月8日	3, 390円 (3, 390円)	1 0割	平成31年3月5日、韮川市営住宅内において、玄関ドアに設置されているドアクロザー本体部分を覆うカバーが、経年劣化により固定部が破損し脱落し、相手方の左側頬に当たり、痛みが生じ治療が必要になるなど相手方に損害を与えたものです。

資料No. 1 4

5月21日 庁議提出案件

●内容【1.協議事項】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

消防本部消防長 氏名 石澤光之 TEL 33-0201

【表題】

財産の取得について(消防ポンプ自動車 CD-I型)

【目的】

消防団の災害活動時の機動力となる消防ポンプ自動車の充実強化を図るものです。

【概要】

1 取得財産 消防ポンプ自動車CD-I型 2台

2 取得の方法 指名競争入札

3 取得予定価格 33,422,500円(税込)

4 契約の相手方 小池株式会社(茨城県古河市幸町1番45号) 代表取締役 小池 裕之

5 配置予定先 太田市消防団 第8分団第2部(別所町) 太田市消防団 第10分団第2部(亀岡町)

6 履行期間 契約締結の日から令和2年3月31日(火)まで

7 指名競争入札参加者(8者)

ジーエムいちはら工業株式会社、株式会社モリタ 温井自動車工業株式会社、株式会社佐藤工業所 小池株式会社、株式会社ナカムラ消防化学 日本機械工業株式会社、長野ポンプ株式会社

8 その他 本契約を締結するため、6月定例会に議案提出する予定です。

【備考】

問い合わせ先 消防本部 消防総務課 消防団係 TEL 33-0201 ダイヤルイン

●内 容 【 1.協議事項 】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

消防長 氏名 石澤 光之 内線 (TEL) 33-0202

【表題】

太田市火災予防条例の一部改正について

【目的】

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行による工業標準化法の改正が平成30年 5月30日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省 令の一部を改正する省令が平成31年2月28日に、それぞれ公布されたことに伴い、太田 市火災予防条例の一部を改正するものです。

【概要】

- 1 改正内容
- (1) 工業標準化法の一部改正に伴う規定の整備第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に改めます。
- (2) 現行の規格省令との整合 第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改めます。
- (3) 住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項の新設(第29条の5第6号) 住宅用防災警報器等の設置免除の条件が、自動火災報知設備等の設置のみであったが、 民泊住戸部分が300㎡未満の小規模な民泊施設において、特定小規模用自動火災報知 設備の設置が可能となったため、新たな設置免除の条件として、特定小規模用自動火災 報知設備を追加するものです。
 - ※特定小規模用自動火災報知設備 = 受信機や地区ベルが不要な感知器のみの設備
- 2 施行期日 令和元年7月1日
- 3 その他 令和元年6月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】* 問い合わせ先 消防本部 予防課 予防係 33-0202 ダイヤルイン

●内容【1.協議事項】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後】

消防本部消防長 氏名 石澤 光之 内線(TEL)33-0200

【表題】

財産の取得について

(災害対応特殊救急自動車・災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I型))

【目的】

車両・資機材ともに老朽化した中央消防署沢野分署の災害対応特殊救急自動車(救急沢野1号車)及び西部消防署尾島分署の災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I型)(尾島2号車)をそれぞれ更新し、装備の充実強化を図ることを目的とするものです。

なお、2車両は緊急消防援助隊登録車両の更新であり、継続更新登録するものです。

【概要】

- 1 災害対応特殊救急自動車
 - (1)取得の財産 災害対応特殊救急自動車 1台
 - (2)取得の方法 指名競争入札
 - (3) 取得価格 37, 451, 820円(消費稅込)
 - (4) 契約の相手 群馬県高崎市東町80 群馬トヨタ自動車株式会社特販部 責任者 狩野 俊貴
 - (5)入札参加者 2者 群馬トヨタ自動車株式会社、群馬日産自動車株式会社
 - (6) 配置予定先 中央消防署沢野分署
 - (7)納入期限 令和2年3月31日(火)
- 2 災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I型)
 - (1) 取得の財産 災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I型) 1台
 - (2)取得の方法 指名競争入札
 - (3) 取得価格 39, 204, 000円(消費稅込)
 - (4) 契約の相手方 群馬県前橋市力丸町487-5 株式会社佐藤工業所 代表取締役 伊藤 英明
 - (5)入札参加者 8者

ジーエムいちはら工業(株)、(株)モリタ、温井自動車工業(株)、(株)佐藤工業所 小池(株)、(株)ナカムラ消防化学、日本機械工業(株)、長野ポンプ(株)

- (6) 配置予定先 西部消防署尾島分署
- (7)納入期限 令和2年3月31日(火)
- 3 本契約を締結するため、議会6月定例会に提出する予定です。

【備考】

問い合わせ先 消防本部 警防課 警防救助係 内線2312 電話 33-0203

●内容【1.協議事項】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

教育部長 氏名 高橋 徹 (TEL) 20-7081

【表題】

財産の取得について

【目的】

新学習指導要領の実施に伴い、小学校3年生から6年生までの全学級及び中学校各学年に ICT機器一式を導入する3箇年計画の2年目にあたり、学習環境を整備するためのものです。

【概要】

- 1 取 得 財 産 ノートパソコン、ディスプレイ、ディスプレイスタンド(各158台)
- 2 取得予定価格 37.788.984円(消費税込み)
- 3 取得の方法 指名競争入札
- 4 契約の相手方 群馬県太田市下浜田町359番地8 株式会社シー・ビー・エス 代表取締役 鯨井 博
- 5 入札指名業者 (株)シモヤマ (株)カワムラ (株)シー・ビー・エス (5者) (有)アマガサ(辞退) (有)おかの(辞退)
- 6 設置一覧(3・4年生学級数及び中学校数)

学校名	設置数	学校名	設置数
太田市立太田小学校	5	太田市立韮川西小学校	6
太田市立九合小学校	6	太田市立旭小学校	6
太田市立沢野小学校	8	太田市立駒形小学校	6
太田市立韮川小学校	6	太田市立城西小学校	5
太田市立鳥之郷小学校	6	太田市立沢野中央小学校	5
太田市立太田東小学校	2	太田市立尾島小学校	7
太田市立南小学校	4	太田市立世良田小学校	4
太田市立休泊小学校	8	太田市立木崎小学校	6
太田市立強戸小学校	5	太田市立生品小学校	7
太田市立宝泉小学校	7	太田市立綿打小学校	5
太田市立宝泉南小学校	5	太田市立藪塚本町小学校	9
太田市立毛里田小学校	6	全中学校3年生	16
太田市立中央小学校	4	合 計	150
太田市立宝泉東小学校	4		158

7 そ の 他 本契約を締結するため、6月議会定例会に議案提出する予定です。 市内中学校2学年については、令和2年度に設置予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 教育部 学校施設管理課 財務係 20-7081 ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【2. 委員会·委員会協議会後】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線2220

【表題】

上海市嘉定区及び北茨城市との交流の推進について

【目的】

上海市嘉定区と交流宣言を行い、また北茨城市と本日、協定の締結を行う予定であることから、その内容を報告するものです。

【概要】

- 1. 上海市嘉定区
 - (1) 宣言名称 太田市·上海市嘉定区青少年交流宣言
 - (2) 宣言相手 上海市嘉定区
 - (3) 宣言内容 青少年の文化、スポーツ及び教育など幅広い分野での交流の推進
 - (4) 宣言締結日 平成31年 4月15日
 - (5) 今後の予定 次世代を担う青少年の育成のための交流を推進していきます。
 - ※本年6月30日から7月2日に嘉定区訪問団6名を受入予定
 - ※嘉定区が主催する嘉定国際青少年友誼キャンプへ3名(学生2 名、随行1名)を派遣予定
- 2. 北茨城市
 - (1) 協定名称 太田市・北茨城市の連携協力にかかる協定
 - (2) 協定相手 茨城県北茨城市
 - (3) 協定内容 次の事項について連携協力し、必要な事業を実施します。
 - ① 観光の振興に資すること
 - ② 地域経済の活性化に資すること
 - ③ 地域資源の活用に資すること
 - 4 芸術・文化・スポーツの振興に資すること
 - (4) 協定締結日 令和元年5月21日
 - (5) 今後の予定 両市で行われる物産市等に積極的に参加するとともに、様々な分野で更なる交流を推進していくこととなります。

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 交流推進課 交流推進係 内線2221 47-1908ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【2. 委員会·委員会協議会後】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線2220

【表題】

BUSターミナルおおた駐車場利活用事業に係る公募型プロポーザルの審査結果について

【目的】

本プロポーザルは、BUSターミナルおおた駐車場の利用状況を踏まえ、駐車場の一部を活用し、本市の新たな交流の拠点を創出することを目的とし実施されたもので、その結果を報告するものです。

【概要】

- 1. 実施日 令和元年5月8日(水)
- 2. 参加者 1者
- 3. 審査結果 プレゼンテーション及びヒアリングを実施して、選定委員会において厳 正なる審査を行い次の者を最優秀者といたしました。

審査結果:最優秀者(特定) 株式会社 大雄建設

- 4. 提案内容・鮮魚の販売を中心とした店舗及び飲食店
 - ・本市と交流のある都市の物産販売スペースを設置
- 5. 今後の予定 令和2年4月下旬に店舗等を開業する予定であります。

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 交流推進課 交流推進係 内線2221 47-1908ダイヤルイン

●内 容 【 2.連絡事項 】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 2. 合意書締結後 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線2200

【表題】

NTT東日本とのRPA活用実証実験に関する合意書の締結について

【目的】

太田市では、働き方改革の手段として注目されているRPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)の導入について昨年度から研究を行ってきましたが、RPAを導入することによるコスト削減等の効果や導入手順について検証するため、NTT東日本群馬支店と共同して活用実証実験を実施するものです。

【概要】

1. 実証実験のスケジュール 令和元年6月上旬に合意書を締結し、令和元年6月から10月で検証を行う予定

2. 実証実験における両者の役割

(1)太田市

実証実験を実施する業務および実施場所の選定、RPAツールのインストール専用端 末の準備、RPAツールの運用、実証実験結果の提供等

(2) NTT東日本

RPAツールの無償貸与(実施期間限定)、RPAツールの導入支援(業務および実施場所の選定から環境構築、シナリオ作成、庁内での研修までの支援)、実証実験結果の取りまとめ等

- 3. 実証実験の内容
 - (1) 対象事業の選定(2~3業務を想定):業務調査、業務ヒアリング
 - (2) 検証環境構築:環境セットアップ、シナリオ作成、運用テスト、操作研修
 - (3) 検証作業: RPAによる業務実施、データ収集・分析、報告書作成

4. その他

令和元年5月22日開催の総務企画委員会協議会で報告する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 企画部情報管理課情報管理係 内線2271 47-1813 ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線(TEL)2400

【表題】

平成30年度相談業務等の実績報告について

【目的】

市民そうだん課における平成30年度の相談業務及び陳情について、その結果を報告する ものです。

【概要】

相談業務等件数

(単位:件)

夕 折	1	牛	汝
名 称	平成28年度	平成29年度	平成30年度
無料法律相談	672	6 4 7	681
市民相談	7 1 6	945	8 4 2
手紙・電子メール	479	4 1 5	503
陳 情	7 6	4 6	3 0
合 計	1, 943	2, 053	2, 056

相談件数は、前年度に比べて全体的には横ばい傾向にあります。

平成30年度の項目別では、

- ①無料法律相談については、相談件数が多いのは、相続、離婚、金銭の順になっています。
- ② 市民相談については、家庭、近隣、消費トラブルの割合が多くなっています。
- ③手紙・電子メールについては、こども・教育、道路・都市整備、公共交通等の多岐にわたる要望がありました。
- ④ 陳情については、一般土木、農業土木の割合が依然として多い状況にあります。

【備考】

* 問い合わせ先 市民生活部 市民そうだん課 市民そうだん係 内線2444

47-18979 イヤルイン

●内 容 【 2.連絡事項 】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線(TEL)2400

【表題】

平成30年度太田市消費生活センター相談実績報告について

【目的】

太田市消費生活センターの今後の啓発活動や相談業務に活用する目的で、平成30年度の相談内訳と相談概要について集計・分析しましたので、その結果を報告するものです。

【概要】

- 1 年度別相談件数・・・平成29年度は、1,709件、30年度は、1,859件 前年度比で150件増加しました。 相談は商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せ であり、相談内容は複雑化、巧妙化してきています。
- 2 主な相談内訳・・・ 商品一般(商品の特定ができない相談、架空請求等) 654件、 放送・コンテンツ等(インターネット利用による有料サイト等の 相談) 234件、インターネット通信サービス(光回線契約等の 相談) 86件です。
- 3 相談概要・・・・・(1)性別では、男性35.6%、女性62.2%、団体等2.2% でした。
 - (2) 年齢別では、年齢が上がるに従い相談件数も増加し、60歳以上の相談件数は依然として多く、相談件数全体の44.1 %を占めています。
 - (3) 職業別では、給与生活者30.6%、家事従事者22.8%、 無職19.8%の順で多く、契約購入金額の合計は、約5億 2千7百万円となり、昨年度比で21.3%の減となりました。

【備考】

問い合わせ先 市民生活部 市民そうだん課 消費生活センター 内線 2448 30-2228 ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

福祉こども部長 氏名 堤 順一 内線 2500

【表題】

平成30年度「社会福祉法人に対する一般監査」及び「介護サービス事業者に対する実地指導」の実施結果の概要について

【目的】

社会福祉法人に対する一般監査(根拠:社会福祉法第56条第1項)及び介護サービス事業者に対する実地指導(根拠:介護保険法第23条)について、平成30年度における実施結果の概要を報告するものです。

【概要】

1か所当たり原則3年に1回の頻度で、事業所等に赴いて実施。指摘区分は次の2段階。

文書指摘:法令又は通知等の違反で、改善報告を要するもの

ロ頭指摘:法令又は通知等の軽微な違反、又は上記の文書指摘に該当しない違反

1 社会福祉法人に対する一般監査の結果(実施数・指摘数)

年度	対象数 *年度末現在	実施数	文書指摘数 (法人あたり平均)	口頭指摘数 (法人あたり平均)	合計 (法人あたり平均)
平成30年度	5 2 法人	19法人	76件 (4.0件)	146件(7.7件)	222件 (11.7件)
〈参考〉 平成29年度	5 2 法人	18法人	125件 (6.9件)	107件 (5.9件)	232件 (12.8件)

2 介護サービス事業者に対する実地指導の結果(実施数・指摘数)

(1) 指定地域密着型(介護予防)サービス事業者

年度	対象数 *年度末現在	実施数	文書指摘数 (事業者あたり平均)	口頭指摘数 (事業者あたり平均)	合計 (事業者あたり平均)
平成30年度	9 0 事業者	24事業者	38件 (1.6件)	56件 (2.3件)	94件(3.9件)
〈参考〉 平成29年度	89事業者	4 3 事業者	68件 (1.6件)	184件(4.3件)	252件 (5.9件)

(2) 指定居宅介護支援事業者(平成30年度に都道府県から市町村へ権限移譲)

年度	対象数 *年度末現在	実施数	文書指摘数 (事業者あたり平均)	口頭指摘数 (事業者あたり平均)	合計 (事業者あたり平均)
平成30年度	64事業者	2 0 事業者	28件 (1.4件)	25件 (1.3件)	53件 (2.7件)

【備考】

問い合わせ先 福祉こども部 社会福祉法人監査室 監査指導係 内線2531 47-3363(ダイヤルイン)

●内 容 【2. 連絡事項 】

〇公 開 【1. 可】

〇公開時期【2. 委員会·委員会協議会後】

健康医療部長 氏名 岡島善郎 内線 (TEL) 3400

【表題】

令和元年度太田市金婚・ダイヤモンド婚祝記念式典について

【目的】

結婚以来50年、60年、互いに睦みあい励ましあい、苦楽を共にし、家族の隆昌、社会の発展に寄与したご夫婦を祝福するとともに、家族の融和、敬老思想を普及し、もって 高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

【概要】

1 開催日時 令和元年6月9日(日)、午前9時30分~12時00分 ※式典開始は11時20分から

2 会 場 太田市民会館

3 主 催 太田市

4 来 賓 衆議院議員、群馬県議会議員、市議会議長及び健康福祉委員会委員、 社会福祉協議会会長、区長会正副会長、民生児童委員協議会正副会 長、老人クラブ連合会正副会長

5 招 待 者 金婚招待者 238組

ダイヤモンド婚招待者 82組

6 内 容 (1)招待者写真撮影 (9時30分~10時30分)

太田営業写真家協会による撮影

(2) アトラクション(10時30分~10時50分)

・おおた芸術学校附属合唱団「コール·エンジェル」による 合唱

(3) 式典 (11時20分~12時00分)

- 慶祝状並びに記念品贈呈

【備考】

* 問い合わせ先 健康医療部 長寿あんしん課 いきがい推進係 内線 2541 47-1829 ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】

〇公 開 【1.可】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

産業環境部長 氏名 有本 尚史 内線2600

【表題】

平成30年度環境白書について

【目的】

環境白書は、「太田市環境基本条例」第22条に基づき、本市における環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策についてまとめ年次報告するものです。

【概要】

1 主な実績

環境項目	平成29年度目標値	平成29年度実績値
温室効果ガス排出量 (市域全体)	275.8 万t-CO ₂	276.3 万t-CO ₂
温室効果ガス排出量 (市の事務事業)	31, 672 t-CO ₂	28, 838 t-CO ₂
ごみ排出量	78,604 t	79, 796 t
1人1日当たりごみ排出量	981 g	974 g
公害防止対策の推進に係る 環境項目の達成割合	100 %	85. 7 %

2 その他の掲載内容

第2次太田市環境基本計画に基づく各取組についての進捗状況 環境基準に係る測定結果詳細

【備考】

* 問い合わせ先 産業環境部 環境政策課 環境企画係 内線2622 ダイヤルイン47-1953

資料No. 1 O

5月21日 庁議提出案件

●内 容 【 2. 連絡事項 】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

行政事業部長 氏名 飯塚 悦雄 内線 (TEL) 0277-78-2840

【表題】

太田市八王子山公園墓地墓石撤去費用助成金交付規則について

【目的】

太田市八王子山公園墓地の無縁墓地対策として、墓地返還に際し墓石撤去に伴う費用を助成するものです。

【概要】

- 1 対 象 者 太田市八王子山公園墓地の利用者で、墓地を返還するために墓石の撤去を 行った者であって、管理料の滞納がない者とする。
- 2 助成金額 墓石撤去に係る費用で上限を20万円とする。
- 3 施行日 平成31年4月1日

【備考】

* 問い合わせ先 行政事業部 花と緑の課 計画建設係 外線 32-6599

●内 容 【 2.連絡事項】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

教育部長 氏名 髙橋 徹 (TEL) 20-7080

【表題】

太田市立太田養護学校の群馬県への移管について

【目的】

太田市立太田養護学校の群馬県への移管について、太田市と群馬県で協議を進めてきましたが、両者で共通認識が得られたことから、速やかな移管に向けて具体的な協議を進めます。

【概要】

1 移管の条件 土地及び建物は群馬県に無償譲渡する。

財産に係る残債は、太田市が償還する。

※起債の未償還残金 元金31,300,000円、利子705,791円(平成30年度末)

2 今後の予定 保護者説明会の開催

覚書締結(書面)

条例・規則の改正等

3 太田市立太田養護学校について

<沿革>

昭和36年11月 太田市立太田養護学校開設(太田小学校内)

平成 6年 3月 校舎移転(藤阿久町)

平成14年 4月 重度重複児童生徒の受け入れ開始

平成23年12月 創立50周年記念式典開催

<児童生徒数(R元.5.1現在)>

131名(小学部91名、中学部40名)

<教職員数(R元. 5. 1現在)>

校長、教頭、教諭55名、養護教諭2名、事務職員2名、栄養士1名 ほか市費職員(看護師、介助員等)23名 …計85名

<施設等>

敷地面積 : 17, 134㎡ 校舎延床面積: 6, 758㎡

(1階建て・一部2階建て 鉄筋コンクリート造)

<運営費(H30年度決算見込額)>

100,098千円(維持修繕費、光熱水費、スクールバス運行経費、 市費職員人件費 等)

【備考】

* 問い合わせ先 教育部 教育総務課 総務係 20-7080 ダイヤルイン

●内 容 【 2.連絡事項】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

教育部長 氏名 高橋 徹 (TEL) 20-7085

【表題】

太田市立北中学校区義務教育学校の校名選定について

【目的】

北中学校区に開校を予定している義務教育学校の校名について、児童生徒や保護者住民に 親しまれ、末永く愛されるものとなるよう名称の選定を行うものです。

【概要】

1 選定方法

太田東小学校、韮川西小学校及び北中学校の児童生徒、保護者並びに 地区住民に校名案の公募を行い、応募案を参考に校名選定委員会におい て原案(2~3案程度)の作成を行います。

校名選定委員会で作成した原案の中から開校推進本部会において校名 案を選定し、教育委員会の承認を受けます。

議会にて学校設置条例を改正し、校名を正式決定します。

- 2 選定委員 9名 学識経験者
 - · 太田市区長会太田地区代表
 - ·太田市区長会韮川地区代表
 - ·太田市立太田東小学校PTA代表
 - ·太田市立菲川西小学校 P T A 代表
 - ·太田市立北中学校PTA代表
 - ·太田市立太田東小学校長
 - ·太田市立菲川西小学校長
 - ·太田市立北中学校長
- 3 スケジュール R1. 5.15 第1回校名選定委員会
 - 6.10~7.9 校名案公募
 - 7 第2回校名選定委員会(原案作成)
 - 8. 開校推進本部会にて校名案を選定
 - 教育委員会の承認
 - 9. 庁議、市民文教委員会報告
 - 市議会にて学校設置条例改正(校名決定) 12.

【備考】

教育部 学校教育課 企画係 TEL 20-7065 ダイヤルイン * 問い合わせ先